

## 都市計画法の開発許可に伴う

## 盛土規制法の「みなし許可」について

## 盛土規制法のみなし許可とは？

都市計画法の開発許可を受けた工事は、盛土規制法による許可を受けたとみなされます。

## みなし許可が適用される条件

- 盛土規制法の許可対象となる盛土・切土がある。
- 令和7年7月18日以降に開発許可（当初許可）を受けている。

※当初の開発許可時は盛土規制法の許可対象に該当せず、変更許可時に盛土規制法の許可対象に該当した場合は、みなし許可が適用されないため、改めて盛土規制法の許可が必要となります。

## みなし許可に該当する工事（盛土規制法の許可対象となる工事）

## 許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

## &lt;土地の形質の変更(盛土・切土)&gt;

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

※新潟県の盛土規制法の規制区域は、県ホームページからご確認ください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/toshiseisaku/morido-kuiki.html>

県HP →  
規制区域



## みなし許可の留意事項

- 盛土規制法の技術基準に適合する必要があります。（地盤の改良、擁壁、排水施設等）
- 資力・信用、工事完成能力の確認が必要になります。
- 次の工事は、資格を有する者による設計が必要です。
  - ・ 高さ5mを超える擁壁の設置
  - ・ 盛土・切土の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置
- 盛土規制法に基づく標識の設置が必要です。
- 上記「みなし許可に該当する工事」の **青文字** の規模に該当する場合は、定期報告、中間検査※が必要です。※盛土前又は切土後の地盤面（地山）に設置する暗渠排水工が対象

手続きについては裏面へ ⇒

# 開発許可を受けた後、 「みなし許可」手続きの窓口は新潟県です

## 県に提出する書類（市町村経由）

開発行為許可申請書の添付書類うち、下記を市町村経由で県に提出してください。

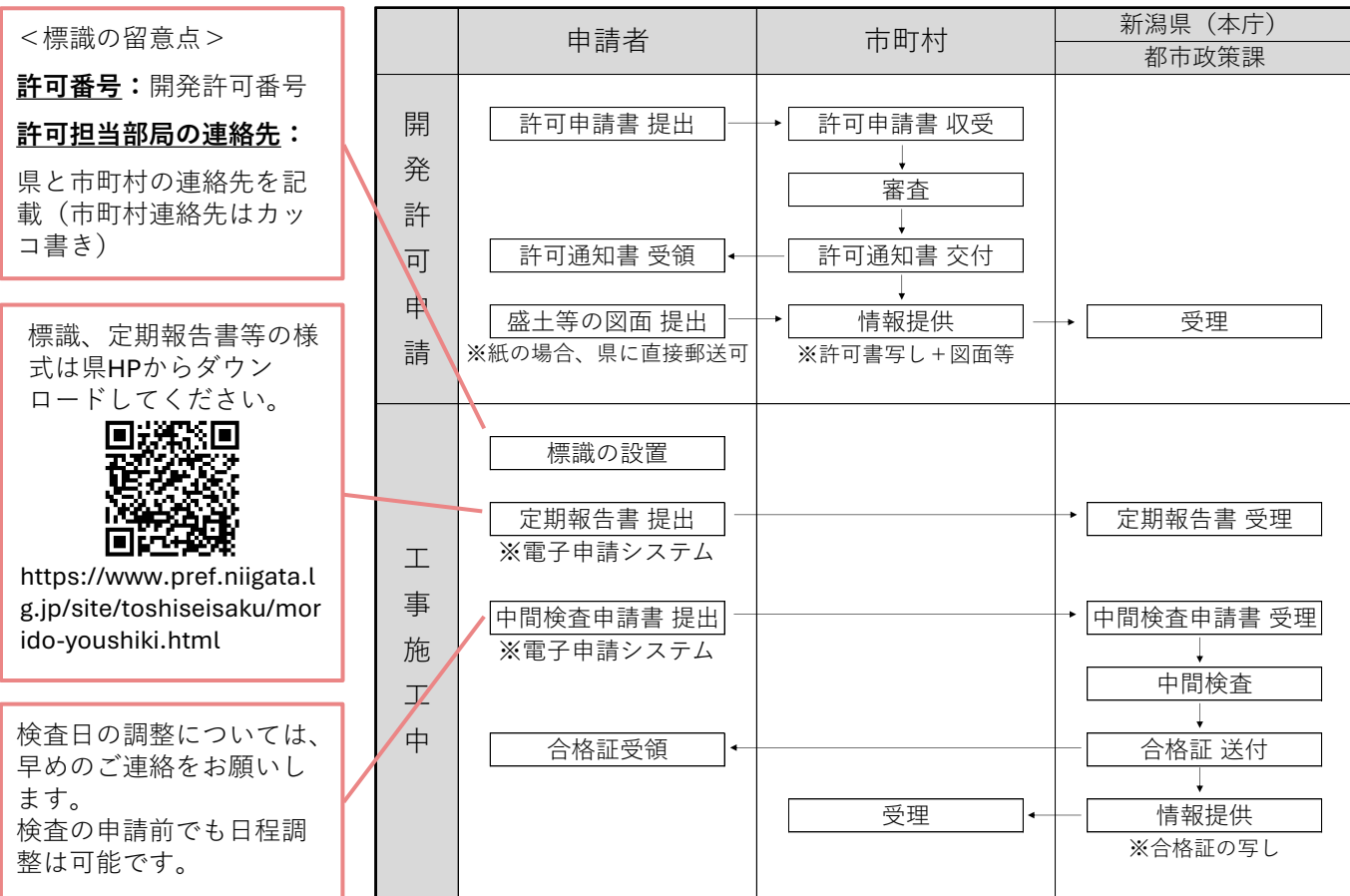
- 開発区域の位置図
  - 盛土・切土、暗渠排水工の図面
  - 暗渠排水工の設計資料（数量計算書、流域図等）
- ※電子データ・紙のどちらでも可  
紙の場合、県に直接郵送も可  
※暗渠排水工の図面・設計資料は  
中間検査に該当する場合に提出

## 工事施行中に必要な手続き

- 標識の設置（盛土規制法に基づく標識）
- 定期報告 ※表面「みなし許可に該当する工事」の青文字の規模に該当する場合
- 中間検査 ※上記の規模の工事で、盛土前又は切土後の地盤面(地山)に設置する暗渠排水工が対象

## みなし許可の手続きの流れ

※手続きの詳細は「盛土規制法に基づく  
許可申請の手引き」をご確認ください。



<標識の留意点>

許可番号：開発許可番号

許可担当部局の連絡先：

県と市町村の連絡先を記載（市町村連絡先はカッコ書き）

標識、定期報告書等の様式は県HPからダウンロードしてください。



<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/toshiseisaku/morido-youshiki.html>

検査日の調整については、早めのご連絡をお願いします。検査の申請前でも日程調整は可能です。

